市町村課長会役員会資料

資料 1 ブッロクセミナー開催状況 $P 1 \sim P 2$

資料 2 中央セミナーP 3

資料3 本会専用コーナーP4~P7

資料4 メールアドレスの登録・確認 P8~P9

資料 5 役員名簿・会則 P10~P14

ブッロクセミナー開催状況

| ブロック | 日程 | 関催地・会場 | 参加者数 | | | | |
|------------------|---|--|---|--|--|--|--|
| , - , , | | ホテルポールスター札幌 | 多加有数 100名 | | | | |
| | 平成 18 年 9 月 5 日(火) | 2 F 「ポールスターホール」 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | |
| | 13:30~17:00 | (北海道札幌市) | ・その他(民間企業等) 2名 | | | | |
| | 13:40~「電子自治体オン | | こしい他(以间止未守) 2 名 | | | | |
| | | フィン利用促進について」 村総合研究所 社会産業コン | サルティングが | | | | |
| 北海道 | | | コンサルタント 小林 慎太郎 氏 | | | | |
| 北伊坦 | 14.50. [[[[□ ±]]]] | - 上級 電子自治体構築に向けた取組 | | | | | |
| | 14·50~ 「川口川(における | | | | | | |
| | | ~EAで市役所全体の | | | | | |
| | 川口市 企画財政部 情報政策課 次長 叶 幸夫 氏 16:00~「市川市における電子自治体構築に向けた取組みについて」 | | | | | | |
| | 10:00~ | | | | | | |
| | | | システム部 参事 日下 保裕 氏 | | | | |
| | 平成 18 年 11 月 13 日(月) | ホテルハマツ | 87名 | | | | |
| | 13:30~16:30 | 3 F「平安」 | ・地方公共団体 6 1 名 | | | | |
| | | (福島県郡山市) | ・その他(民間企業等)26名 | | | | |
| -1 11 | 13:40~「I T新改革戦略 | | | | | | |
| 東北 | T → Print I · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 女局地域情報政策室長 元岡 透 氏 | | | | |
| | 14:40~「三鷹市における | _ / / | to be 1// N// to the PLN // Locate at a | | | | |
| | 54.5 | | 青報推進室 室長補佐 新藤 豊 氏 | | | | |
| | 15:40~「安心・安全社会 | 実現に向けた IT 活用事例-様 | | | | | |
| | | 横須賀市 企画調整部 | | | | | |
| | 平成 18 年 11 月 29 日(水) | ウェルシティ前橋 | 5 7 名 | | | | |
| | 10:30~16:20 | 3 F「銀河」 | ・地方公共団体57名 | | | | |
| | | (群馬県前橋市) | ・その他(民間企業等) 0 名 | | | | |
| | 10:40~「電子自治体の重 | _ · · · · _ · · · · · · · · · - | | | | | |
| | | | f政局 地域情報政策室長 元岡 透 氏 | | | | |
| | | 情報セキュリティ内部監査」 | | | | | |
| 関東 | | | 業務効率化の両立を目指して~」 | | | | |
| IXIXI | 札幌市 市民まちづくり局 IT推進課 プロジェクト担当係長 金田 博恵 氏 | | | | | | |
| | 14:10~「住民参画に向けた地域SNS活用の方向感」 | | | | | | |
| | 千代田区 政策経営部 企画担当課 主査 印出井 一美 氏 | | | | | | |
| | 「地域SNSとま | = | | | | | |
| | | | 務部 情報政策課 副主幹 新井 剛 氏 | | | | |
| | 15:20~「電子自治体の推 | 進~危機管理と情報システム | _ | | | | |
| | | | 推進担当理事 CIO 補佐官 吉田 稔 氏 | | | | |
| | 平成 18 年 8 月 24 日(木) | 長良川国際会議場 | 1 | | | | |
| | 10:30~16:30 | | ・地方公共団体73名 | | | | |
| | | | ・その他(民間企業等) 1 3 名 | | | | |
| | 10:40~「IT新改革戦略とオンライン利用促進について」 | | | | | | |
| | 総務省自治行政局地域情報政策室長 元岡 透 氏 | | | | | | |
| | 11:40~「やってみよう 情報セキュリティ内部監査」 (財)地方自治情報センター | | | | | | |
| . . | 13:30~「自治体コールセンターの真の活用とは~札幌市が目指す一歩先のサービス~」 | | | | | | |
| 中部 | 札幌市 市民まちづくり局 IT推進課 プロジェクト担当係長 金田 博恵 氏 | | | | | | |
| | 14:40~「市民に身近な電 | 子申請サービスを目指して~ | | | | | |
| | 藤沢市企画部IT推進課 主任 宮寺 通寿 氏 | | | | | | |
| | 15:50~「電子申請の利用促進について~~オンライン申請率50%に向けて~」 | | | | | | |
| | 札幌市 市民まちづくり局 IT推進課 プロジェクト担当係長 金田 博恵 氏 | | | | | | |
| | 藤沢市 企画部 IT 推進課 主任 宮寺 通寿 氏 | | | | | | |
| | ジャーナリスト 佃 均 氏 | | | | | | |
| | (財) 地方自 | 治情報センター ITアドバ | イザー 新免 國夫 氏 | | | | |

| ブロック | 日程 | 開催地・会場 | 参加者数 | | | |
|--------|--|--------------------------------|-------------------------------------|--|--|--|
| | • • | 京都テルサ | 104名 | | | |
| | 平成 18 年 10 月 12 日(木) | 3 F「大会議室」 | ・地方公共団体95名 | | | |
| | 10:30~16:20 | (京都府京都市) | ・その他(民間企業等) 9名 | | | |
| | 10:40~「IT新改革戦略 | とオンライン利用促進」 | | | | |
| | 総務 | 省自治行政局地域情報政策室 | 電子自治体推進係長 井上 孝 氏 | | | |
| 近畿 | 11:40~「やってみよう | 情報セキュリティ内部監査」 | (財)地方自治情報センター | | | |
| 匹畝 | 13:00~「藤沢市における | 電子自治体構築に向けた取り | 組みについて」 | | | |
| | | 藤沢市 企画部 IT | 推進課 課長補佐 五十嵐 篤志 氏 | | | |
| | 14:10~「ITを活用した | 業務改革について」 | | | | |
| | | | 京都府 副知事 猿渡 知之 氏 | | | |
| | 15:00~ I T と組織の今 | とこれから (Before and Aft | · - | | | |
| | | | 邓府総務部総務調整課電子府庁推進室 | | | |
| | 平成 18 年 8 月 4 日(金) | ウェルシティ鳥取 | | | | |
| | 10:30~16:00 | ~ · · · · - = | ・地方公共団体45名 | | | |
| | 10.40。「地士八井団牙)を | | ・その他(民間企業等) 6名 情報セキュリティ対策について」 | | | |
| | 10.40~「地方公共団体に | | | | | |
| | 11:40~「あってかよう | | 域情報政策室 課長補佐 前 健一 氏 (財)地方自治情報センター | | | |
| | | 情報とイユリノイ門命監査」 電子申請利用促進のための取 | | | | |
| 中国・ | | | ノステム開発担当係長 松尾 一夫 氏 | | | |
| 四国 | | 情報セキュリティマネジメン | | | | |
| | | 子自治体構築に向けた取り組み | | | | |
| | | 千葉県 | 表市川市 情報政策監 井堀 幹夫 氏 | | | |
| | 15:20~分科会1: 「電子 | 产申請の利用促進について」 | | | | |
| | 佐賀県 | 統括本部情報・業務改革課 氵 | /ステム開発担当係長 松尾 一夫 氏 | | | |
| | 分科会2: 「地力 | 5公共団体における情報セキュ | - | | | |
| | | | ヌー I Tアドバイザー 新免 國夫 氏 | | | |
| | 平成 18 年 10 月 20 日(金) | ルネッサンスホテル創世 | I | | | |
| | 10:30~16:00 | 4 F「グランデピアツァ」 | ・地万公共団体 5 9名 ・その他(民間企業等) 4名 | | | |
| | | | ・その他(民間狂栗寺)4名 | | | |
| | 10.40。中门日伯仲八夕 | | 級コンサルタント 小林 慎太郎 氏 | | | |
| | 11:40~「やってみよう | | | | | |
| | 11:40~「やってみよう 情報セキュリティ内部監査」 (財)地方自治情報センター 13:00~「川口市における電子自治体構築に向けた取組みについて | | | | | |
| | ~EAで市役所全体の最適化を実施~ | | | | | |
| | 川口市 企画財政部 情報政策課 次長 叶 幸夫 氏 | | | | | |
| | 14:10~「北海道電子自治体プラットフォーム(HARP)構想の推進について」 | | | | | |
| | 北海道 企画振興部 科学IT振興局情報政策課 主幹 中川 博 氏 | | | | | |
| | 15:20~「佐賀県における業務改革の取組みについて~台帳管理システムによる業務効率化の推進~」 | | | | | |
| 九州 | 佐賀県統指 | | 務改革推進担当係長 吉山 紀章 氏 | | | |
| 7 4711 | 平成 19 年 1 月 31 日 (水) | 沖縄かりゆし アーバンリゾート・ナハ | 6 8 名 | | | |
| | 10:30~16:20 | 6F「シェルホール」 | ・地方公共団体61名 | | | |
| | | (沖縄県那覇市) | ・その他(民間企業等)7名 | | | |
| | 10:40~「電子自治体の重 | | | | | |
| | | | 局 地域情報政策室長 元岡 透 氏 | | | |
| | | | (財)地方自治情報センター | | | |
| | 13:00~「川口市における電子自治体構築に向けた取組みについて | | | | | |
| | ~EAで市役所全体の最適化を目指す~」 川口市 企画財政部 次長兼信報政策課長 叶 尭夫 氏 | | | | | |
| | 川口市 企画財政部 次長兼情報政策課長 叶 幸夫 氏 14:10~「自治体コールセンターの活用 ~サービス向上と業務効率化の両立を目指して~」 | | | | | |
| | | とちづくり局 I T推進課 プ | - | | | |
| | | | トと電子自治体構築に向けた取組み」 | | | |
| | | | 市川市 情報政策監 井堀 幹夫 氏 | | | |
| | | -2- | | | | |
| | | ~ | | | | |

中央セミナー開催概要

1 目 的

昨年1月に策定された「IT新改革戦略」においては、利用者・生活者重視の理念に立って、ICTの持つ構造改革力を追求することが大きな目標とされており、このような観点から電子自治体の諸施策が推進されております。また、インターネットの特性を有効に活用し、新しいウェブ世界を構築する概念「Web2.0」が注目を集めており、全国各地で、地域SNSなどICTを活用した地域社会や地方行政への住民参画の取組みが活発化しつつあります。

これらを踏まえ、Web2.0時代の新しい電子自治体や地域のあり方、それに向けた国及び地方公共団体が取組むべき方向性考える機会としてセミナーを開催いたします。

2 主催等

- (1) 主 催 財団法人 地方自治情報センター
- (2) 協 賛 総務省、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、 全国町村会、全国町村議会議長会、財団法人全国市町村振興協会
- 3 開催場所 ホテル アジュール竹芝 「天平」(14階) (〒105-0022 東京都港区海岸1-11-2)
- 4 日 時 平成19年3月7日(水) 13:30~16:30
- 5 対象者 地方公共団体職員(主に市町村職員を対象とする。)
- 6 定 員 約150名
- 7 参加費 無料
- 8 プログラム
 - -Web2.0時代の電子自治体の推進について-
 - 12:30 受付開始
 - 13:30 開会あいさつ 財団法人地方自治情報センター
 - 13:40 第一部(50分)講演 「電子自治体の今後の方向性について(仮題)」

総務省自治行政局 地域情報政策室長 元岡 透 氏

- 14:40 第二部(50分)講演 「新しい情報社会における地域と自治体のあり方について」
 - 総務省自治行政局自治政策課 課長補佐 岡本 成男 氏
- 15:40 第三部 (50分) 講演 「Web2.0から考える地域情報交流基盤」
 - 講師: 東海大学文学部広報メディア学科 助教授 河井 孝仁 氏

16:30 終了

本会専用コーナー画面

本会トップページ



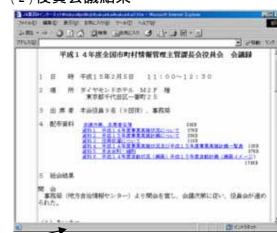
1 総会コーナー



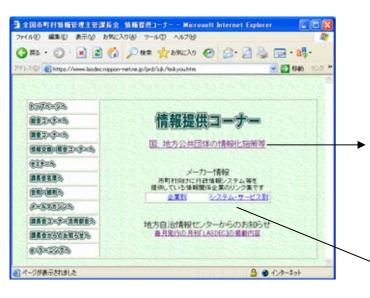
(1)総会結果



(2)役員会議結果



2 情報提供コーナー



(1)国、地方公共団体の

情報化施策等

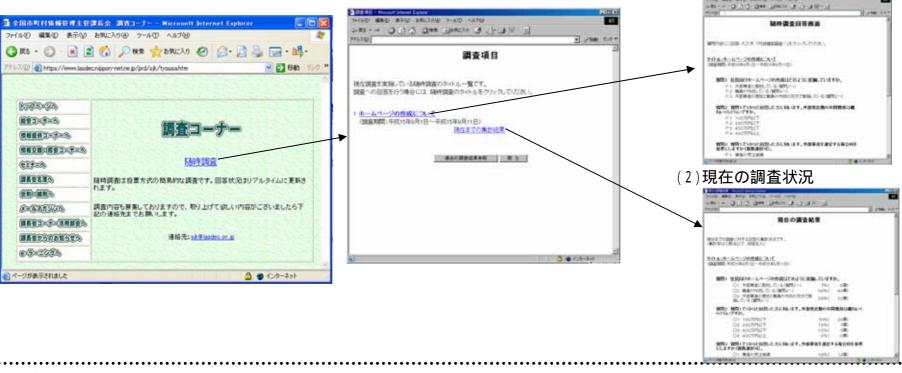


(2)メーカー情報

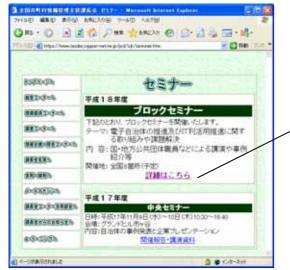
システム·サービス別



3 調査コーナー



4 セミナー





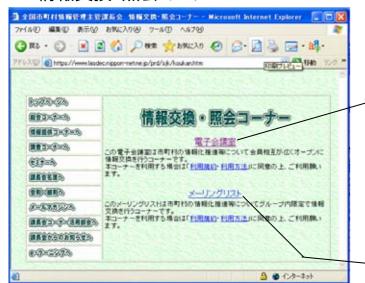


セミナープログラム・開催報告

(1)調査回答



5 情報交換・照会コーナー



(1)電子会議室



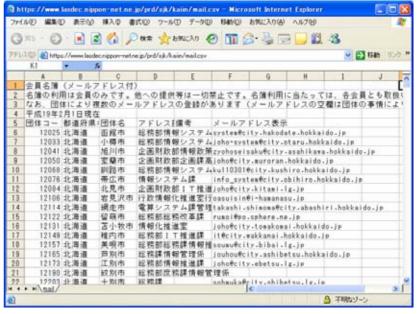
(2)メーリングリスト



6 課長会名簿



会員名簿(メールアドレス付)



平成19年3月 日

全国市町村情報管理主管課長会 会 員 各 位

全国市町村情報管理主管課長会会 長 坂 巻 賢 司 (高崎市市長公室情報政策課長)

全国市町村情報管理主管課長会に係る 各団体の情報管理部門のメールアドレス登録・確認について(依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、地方自治情報センター正会員市町村の情報管理主管課長を会員とした全国市町村情報管理主管課長会(以下「本会」という。)については、平成14年10月に設立以来、地方自治情報センターのホームページ上に本会専用コーナーを設け、情報提供や情報交換等の活動を実施しております。

また、平成16年7月からは、情報管理部門のEメールアドレス登録し、本会の案内及び専用コーナーの充実及び多くの本会会員のアクセスを促進するための情報等をEメールにより事務局から配信しております。また、本会専用コーナー内「課長会名簿」にメールアドレスを掲載し、会員相互が活用できる環境を整備しており、随時更新しております。

この度、別紙のとおり、現在ご登録いただいている「情報管理部門名」及び「Eメールアドレス」等について確認をお願いしたいと存じますので、恐縮ですが、変更等がございましたら、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

(事務局)

全国市町村情報管理主管課長会事務局 (財) 地方自治情報センター情報調査部 〒102-8419 東京都千代田区一番町25番地

TEL: 03(5214)8004 FAX: 03(5214)8056

E-mail: sjk@lasdec.or.jp

₹

(住所・市町村・部署名)

御中

-----(切り取り) ------

別紙

情報管理部門名・Eメールアドレスの登録・確認について

1 目的

本会の会員である各団体の情報管理部門のメールアドレスを調査・登録し、本会の最新情報を随時 お知らせするとともに本会専用コーナー「課長会名簿」にメールアドレスを掲載することにより会員 相互の情報共有を図ることを目的とする。

2 依頼内容及び締切日

団体名、所属、情報管理部門名・Eメールアドレス(複数登録可)の登録。確認をおねがいいたします。登録・変更がございましたら、**平成19年4月9日(月)**までに事務局(sjk@lasdec.or.jp) あてに**Eメール**で、登録・変更内容をご連絡ください。

(注) 団体によって部門メールアドレスがない場合は団体代表のメールアドレスをご登録ください。 また、団体の事情により「課長会名簿」に掲載不可の場合はアドレス掲載不可と追記してください。 その場合「課長会名簿」には掲載いたしません。

3 留意事項

登録内容等について、電話でお問い合わせさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

4 現在の登録内容(平成19年3月現在)

市町村名: (市町村名)

情報管理主管部門名: (登録部署名)

E-メールアドレス登録内容: (E-メールアドレス 登録部門名等)

:

(E-メールアドレス 登録部門名等)

全国市町村情報管理主管課長会 役員 (敬称略・順不同)

(第3期役員名簿) 任期:平成17年10月12日から平成19年10月(新旧役員会開催日)まで

| 課長会 役職 | 団体名 | 部署名 | 役職 | | 備考 |
|-----------|-------------------------|----------------|----|------------------------|------------------------|
| | 秋田市 | 企画調整部情報政策課 | 課 | 長 | |
| 会長 | 古城士 | 市長公室情報政策課 | 課 | 長 | 平成17年10月12日~平成18年4月20日 |
| 云文 | 高崎市 | | | | 平成18年4月21日~ |
| | 浜松市 | 浜松市 企画部情報政策課 課 | 課長 | 平成17年10月12日~平成18年4月20日 | |
| | (大)(五川) | 企画部情報政策課 | 环 | 床 文 | 平成18年4月21日~平成19年3月31日 |
| | 洲本市 | 情報政策部 | 部 | | 平成17年10月12日~平成18年4月20日 |
| | () \ \ \ \ | 旧我欢水印 | 디디 | 又 | 平成18年4月21日~ |
| | 福山市 | 企画総務局企画部情報政策課 | 課 | 長 | |
| 副会長 | 長崎市 | 企画部情報システム課 | 課 | 長 | 副会長就任 平成18年6月22日~ |
| | 東京都日の出町 | 庶務課長 | 課 | 長 | |
| | 富山県朝日町 | まちづくり振興課 | 課 | | 平成17年10月12日~平成19年1月29日 |
| | 苗口乐粉口門 | 総務課 | 环 | 又 | 平成19年1月30日~ |
| | 香川県三木町 | 政策情報課 | 課步 | 長 | 平成17年10月12日~平成18年4月20日 |
| | | | | | 平成18年4月21日~ |
| | 島根県斐川町 | | 参 | 事 | 平成18年4月21日~ |
| (副会長) | 佐賀県北方町 | 企画課 | 課 | 長 | 平成17年10月12日~平成18年2月28日 |

[※]平成18年3月1日~平成18年6月21日までは副会長不在

参考(第2期役員名簿)任期:平成15年10月15日から平成17年10月12日まで

| 課長会 役職 | 団体名 | 部署名 | 役職 | | 備考(任期等) |
|------------|----------|------------|----|---|------------------------|
| | 秋田市 | 企画調整部情報政策課 | 課 | 長 | |
| 会 長 | 高崎市 | 市長公室情報政策課 | 課 | 長 | |
| | 洲本市 | 情報政策部 | 部 | 長 | |
| | 福山市 | 市長室情報政策課 | 課 | 長 | 平成15年10月15日~平成16年4月18日 |
| | 長崎市 | 企画部情報システム課 | 課 | 長 | |
| | 岩手県藤沢町 | 企画室 | 室 | 長 | 平成16年4月19日~ |
| | 京都府園部町 | 企画情報課 | 課 | 長 | |
| 副会長 佐賀県北方町 | <i>比</i> | 企画課 | 課 | 長 | 平成15年10月15日~平成16年4月18日 |
| | 在貝別北刀町 | | 床 | 又 | 平成16年4月19日~ |
| | 静岡市 | 総務部情報政策課 | 課 | 長 | 平成15年10月15日~平成16年4月18日 |
| | | | 床 | 灭 | 平成16年4月19日~平成17年3月31日 |
| | 茨城県関城町 | 企画課 | 課 | 長 | 平成15年10月15日~平成17年3月27日 |
| | 広島県高宮町 | 企画課 | 課 | 長 | 平成15年10月15日~平成16年2月29日 |

全国市町村情報管理主管課長会会則

(名 称)

第1条 この会は、全国市町村情報管理主管課長会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、全国の市町村相互の密接な連携を図り、市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究することにより市町村間の情報化格差の是正や市町村の情報化促進及び本会の効率的な運営をすることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - 一 情報管理組織の運営等に関する情報の交換及び調査研究
 - 二 行政情報化、地域情報化に関する調査研究
 - 三 情報化関連資料の提供及び配布
 - 四 講演会等の開催
 - 五 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は、(財)地方自治情報センター(以下、「センター」という。)の正会員である地方 自治法第1条の3第2項の市町村(地方自治法第252条の19第1項の指定都市を除く。) の情報管理主管課長を会員とする。

(会員の責務)

第5条 本会の会員は、本会会則第2条及び第3条の規定に基づき、会員相互に協力することとする。

(会員資格の喪失)

第6条 本会の会員は、本会会則第4条の資格を喪失した時点で会員資格を喪失する。

(役 員)

- 第7条 本会に役員として会長、副会長及び幹事若干名を置く。
 - 2 会長、副会長は幹事のうちから選出する。会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会 長に事故あるときは、副会長が会長の職務を代理する。
 - 3 幹事は、センターの評議員のうち、市、町村から選出されている評議員を充てることとし、 本会の企画運営にあたる。
 - 4 役員の任期は、センター評議員の任期に準ずる。
 - 5 役員は、任期満了においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとし、 後任の役員の任期は前任者の残りの期間とする。

(会 議)

- 第8条 会議は、次のとおりとする。
 - 一 役員会議
 - 二 会員相互の情報交換会議(以下「情報交換会議」という。)
 - 三 総会

(会議形式)

第9条 会議形式は、一同に会する会議(以下「集合会議」という。)と衛星通信やインターネット 等を利用する会議(以下「遠隔会議」という。)とする。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、地方自治情報センター内に置く。

(雑 則)

- 第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営管理に必要な事項は、別に定める。
 - 2 第11条第1項以外の事項については、役員会議で決定し、会員に報告する。ただし、本会の 運営についての重要な事項及び本会則の改正については、総会で決定する。

(付 則)

この会則は、平成14年10月18日から適用する。

全国市町村情報管理主管課長会細則

(目 的)

第1条 この細則は、全国市町村情報管理主管課長会(以下「本会」という。)会則第11条第1項の 規定に基づき、本会の円滑な運営管理に必要な事項を定めることを目的とする。

(役員会議の開催)

- 第2条 役員会議の議長は、会長とする。
 - 2 役員会議は、定例会を年2回開催する。
 - 3 議長は、必要がある場合に臨時役員会議を開催することができる。
 - 4 役員会議は、役員の3分の2以上の出席により成立する。
 - 5 役員会議の定例会は、一同に会する会議(以下「集合会議」という。)とする。
 - 6 臨時役員会議は、集合会議または衛星通信やインターネット等を利用する会議(以下「遠隔会議」という。)のいずれかにより開催する。
 - 7 役員会議に出席できない役員は、各号に掲げる方法のいずれかにより、出席とみなす。
 - 一 議長に議決を委任した委任状の提出
 - 二 役員の委任を受けた代理者の出席
 - 8 役員会議の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員相互の情報交換会議の開催)

- 第3条 会員相互の情報交換会議(以下、「情報交換会議」という。)は、随時開催することができる。
 - 2 情報交換会議は、遠隔会議で開催する。

(総会の開催)

- 第4条 総会の議長は、会長とする。
 - 2 総会は、必要がある場合に役員会議の決定により開催することができる。
 - 3 総会は、遠隔会議で開催する。
 - 4 総会の議事は、遠隔会議の有効回答数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の役割)

- 第5条 本会の会議の役割は、次のとおりとする。
 - 一 役員会議は、事業計画の立案、会員からの要望やその他本会の運営に関連する事項の協議・決定等を行う。
 - 二 情報交換会議は、市町村の情報化推進に関する諸課題について相互研究を行う。
 - 三 総会は本会の運営に関連する重要な事項及び本会則の改正について決定を行う。

(遠隔会議)

- 第6条 遠隔会議は、センターホームページ上に本会の専用コーナーを開設し、開催する。
 - 2 会員には、遠隔会議に必要となる会員 I Dを発行する。

(有識者の協力)

- 第7条 遠隔会議を円滑に運営するため有識者及び国、地方公共団体の実務経験者への協力要請を行う。
 - 2 遠隔会議に有識者の協力が必要となる場合は、役員会議の決定により有識者に対し会員 I Dを 発行する。

(講演会等の実施)

第8条 講演会等は、会員から要望がある場合には役員会議の決定により開催する。

(運営費用)

第9条 本会の運営費用は、センターからの補助金をもってあてる。ただし、遠隔会議に必要な電気 通信サービス、接続機器等に要する費用は、会員団体の負担によるものとする。

(役員の旅費)

第10条 集合会議による役員会議及び臨時役員会議を開催する場合、役員の旅費はセンターの旅費規程に準じて本会が負担する。

(事務局所掌事務)

- 第11条 事務局は、おおむね次の事務を分掌する。
 - 一 諸会議の開催に関すること
 - 二 会員との連絡・調整・照会に関すること
 - 三 調査の実施・資料提供に関すること
 - 四 会員 I Dの発行等に関すること
 - 五 その他

(他の情報管理主管課長会等との連携)

- 第12条 本会は、必要がある場合には次の情報管理主管課長会等と相互了解のもと資料の提供などの 連携を図るものとする。
 - 一 全国都道府県情報管理主管課長会
 - 二 指定都市情報管理事務主管者会議
 - 三 特別区電子計算主管課長会
 - 四 全国広域市町村圏情報管理連絡協議会
 - 五 近畿都市行政情報システム協議会

(雑 則)

第13条 本細則の定めによるほか、必要な事項は役員会議で定める。なお、本細則の改正については、 役員会議で決定する。

(付 則)

この細則は、平成14年10月18日から適用する。